



田村市分譲宅地 「残り2区画」好評発売中



大越町第2アゼリアタウン



分譲地の概要

- 分譲区画 2区画
- 所在地 大越町上大越字中広土地区内
- 建築基準法の制限
 - ・建ぺい率：60%
 - ・容積率：200%
 - ・水道：市上水道
 - ・汚水処理：下水道
 - ・地目：宅地(都市計画区域内)
 - ・用途地域：無指定
 - ・区画道路：4m～5m
- ㎡当り単価：13,700円(坪当り45,291円)

●分譲価格表

区画No.	土地の所在	面積(㎡)	平方メートル単価	分譲価格(円)
9	大越町上大越字中広土61番15	386.79	13,700	5,299,023
10	大越町上大越字中広土61番16	418.69	13,700	5,763,053



周辺公共施設

●大越行政局・・・0.4 km	●大越公民館・・・0.9 km
●大越子ども園・・・0.5 km	●大越体育館・・・1.0 km
●大越小学校・・・1.2 km	●総合南東北病院大越診療所・・・2.4 km
●大越中学校・・・2.1 km	●大越郵便局・・・1.3 km
●JR大越駅・・・1.7 km	●JAたむら大越支店・・・1.5 km

申し込み・問い合わせ

- 建設部 都市計画課 ☎82-1114
- 大越行政局 産業建設課 ☎79-2194

税金 口座振替が便利

口座振替は、預貯金口座から税金を自動的に納付する方法です。納期ごとに市役所や金融機関などへ納めに行く必要がなくなり、お忙しい方に便利です。お申し込みの手続きは簡単ですので、ぜひご利用ください。

- 口座振替を利用できる税目
市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収)
- 利用できる金融機関
たむら農業協同組合、東邦銀行、福島銀行、大東銀行、郡山信用金庫、福島県商工信用組合、ゆうちょ銀行
- 申し込みに必要なもの
預貯金通帳、通帳印
- 申し込み方法
市税等口座振替依頼書に必要事項を記入の上、金融機関窓口へ提出してください。依頼書は、市内の金融機関各支店や市役所本庁、各行政局にあります。
- 口座振替日
各税目の納期限日になります。
※振替できなかった場合、再振替は行いませんので、市役所本庁や各行政局、金融機関、コンビニで納付してください。

問 市民部 税務課 ☎81-2119

消防 老朽化(廃)消火器の回収のお知らせ

郡山地方広域消防では、老朽化(廃)消火器での破裂事故を防止するため、一般家庭用の老朽化した消火器を回収します。

- 日時 3月7日(土) 午前9時～正午
- 会場 田村消防署、滝根分署、常葉分署、大越分遣所
- 対象 家庭用消火器
※スプレー式消火器(エアゾール式)は回収しませんので、スプレー缶として処分してください。
- リサイクル(廃棄処分)料
1本につき、1,000円

問 田村消防署 ☎82-1200



税金 コンビニ収納

コンビニで税金などを納付できません。

- コンビニで納付できる税金など
市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収)、市営住宅使用料
- 納付できるコンビニや利用時間・手数料
・全国のコンビニで利用できます(※詳しい店舗名は納付書の裏面に記載してあります)。
・利用時間はコンビニの営業時間内であれば、土・日・祝日も含め24時間、いつでも納付できます。
・手数料は市が負担しますので、納付書に記載してある金額をお支払いください。
- 利用の注意点
次のいずれかに当てはまる納付書はコンビニでは使用できませんので、納付書裏面の金融機関などでお支払いください。
・1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
・バーコードがないもの
・バーコードが汚損しコンビニで読み込みできないもの
・納期限またはコンビニでの使用可能期限を過ぎたもの

問 市民部 税務課 ☎81-2119



消防 火災0「ゼロ」を目指して

3月1日から7日までは、春の火災予防運動を実施中です。この時期は、空気が乾燥し火災が起こりやすくなっています。市では、毎年3月から4月にかけて、たき火などからの火災が多く発生しています。安全・安心のため、火災予防対策を万全にし、火災0「ゼロ」を目指しましょう。

【最近の火災原因に対する予防対策】

- ・家庭ゴミ・野焼き禁止
- ・放火されない環境づくり
- ・煙突などの点検
- ・火気使用中はその場を離れない

問 田村消防署 ☎82-1200

衛生 し尿汲み取りのお申し込み先が変わります

滝根町・大越町・都路町・常葉町の方のし尿汲み取りのお申し込み先が変わります。

◀4月1日以降のお申し込み▶

- 申込先
田村地方衛生処理センター
- 受付時間
午前8時～午後4時45分
※年末年始、土・日、祝日を除く
- その他 3月31日までのお申し込みは各行政局市民課へお願いします。

問・申
各行政局市民課
田村地方衛生処理センター
☎82-1272 F 82-1428



相談 27年度消費生活無料法律相談

県では、多重債務問題や契約トラブルなど様々な消費生活相談に対応するため、法律の専門家による相談を予定しています。

◀県中地方振興局 無料法律相談▶

- 相談日 5/12、7/14、9/8、11/10、1/12、3/8
- ※いずれも奇数月の第2火曜日
- ※弁護士が対応します。
- 相談時間
午後1時45分～4時45分(一人あたり30分)
- ※事前の予約が必要です。
- 相談方法 来所および電話相談
- 会場 郡山市労働福祉会館
住所：郡山市虎丸町7-7

問・申
県中地方振興局 県民環境部
県民生活課 ☎024-935-1295

◀県消費生活センター 無料法律相談▶

- 相談日 原則、毎週木曜日
- ※第1・3は弁護士、第2・4は司法書士が対応します。
- 相談時間 午後1時～5時(一人あたり30分)
- ※事前の予約が必要です。
- 相談方法 来所および電話相談
- 会場 県消費生活センター
住所：福島市中町8-2

問・申
県消費生活センター
☎024-521-0999